

○飯綱町からまつの丘地区汚水処理施設条例

平成17年10月1日条例第83号

飯綱町からまつの丘地区汚水処理施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、汚水処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 からまつの丘地区の汚水を処理するため、汚水処理施設を設置する。

2 汚水処理施設の名称及び汚水処理場の位置は、次のとおりとする。

名称	位置
からまつの丘地区汚水処理場	飯綱町大字川上字霊仙寺山2755番地2460

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) からまつの丘地区 長野県企業局が造成した飯綱高原保健休養地からまつの丘地区の区域をいう。
- (2) 汚水 生活又は事業に起因し、又は付随する排水（し尿を含む。）をいう。
- (3) 汚水処理施設 汚水を浄化して河川に放流するため設置した公共汚水ます、排水管、汚水処理その他の施設の総体をいう。
- (4) 雨水等 雨水及び屋外で使用する水道、井戸水等の排水をいう。
- (5) 汚水処理場 汚水処理施設のうち、汚水を浄化処理する貯留槽その他補完施設の総体をいう。
- (6) 排水設備 汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水ますその他の設備（屋内の排水管、水洗便所その他これらに固着するものを含む。）をいう。
- (7) 使用者 汚水を排水処理施設に排除してこれを使用する者をいう。

(管理人の選定とその義務)

第4条 排水設備を設置した者が町内に居住しないときは、法令、この条例等に基づく事項の一切を処理させるため、町内に居住する者を管理人に定め、町長に届け出なければならない。管理人

を変更したときも、同様とする。

(排水設備の構造基準)

第5条 排水設備は、町長が定める構造基準によらなければならない。

(排水設備の工事の申請)

第6条 使用者は、排水設備の新設、増設、位置変更、改造又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとするときは、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、町長は、当該工事に係る利害関係人の承諾書等の提出を求めることができる。

(排水設備の工事の施工)

第7条 排水設備の工事の設計及び施工は、町長が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 指定工事店は、工事が完了したときは、直ちに町長に届け出てしゅん工検査を受けなければならない。

3 指定工事店の指定については、町長が定める。

(施設加入金)

第8条 新たに使用者になろうとする者は、施設加入金として6万円を納めなければならない。

(使用の開始、休止又は廃止の届出)

第9条 排水設備の使用を開始、休止又は廃止しようとする者は、直ちに町長に届け出なければならない。

(排水設備からの流入制限)

第10条 町長は、排水設備からの流入によって汚水処理施設を損傷し、その流通を妨げ、又はそのおそれがあると認めたときは、その流入を制限させることができる。

2 雨水等は、汚水処理施設に流入させてはならない。

(異動又は変更の届出)

第11条 使用者又は管理人に異動又は変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(排水設備の管理責任)

第12条 使用者及び管理人は、善良な管理者の注意をもって、排水設備を管理しなければならない。

(使用料の対象)

第13条 使用者は、排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

- 2 使用料は、別表のとおりとする。
- 3 割増使用料の水量については、水道使用量によって算出する。
- 4 管理人は、使用料の納付については、使用者と連帯してその責めを負うものとする。

(年の中途における使用料の算定)

第14条 年の中途において汚水処理施設の使用を開始し、又は廃止したときの使用料は、月割りとし、次のとおりとする。

(1) 使用開始届を提出した日の属する月から3月までの金額

(2) 4月から廃止届を提出した日の属する月までの金額

(使用料の徴収方法)

第15条 使用料は、納入通知書により、1年分を一括徴収する。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の納入期限)

第16条 使用料の納入期限は、納入通知書の発行日の属する月の末日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）とする。

(手数料)

第17条 排水設備の新設等の工事を申請する場合は、手数料として500円を納めなければならない。

(使用料等の督促)

第18条 使用者が納期限までに使用料又は手数料を完納しないときは、町長は納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

(使用料等の減免)

第19条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(排水設備の随時検査)

第20条 町長は、汚水処理施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備を随時検査し、使用者又は管理人に対して適当な処置を命ずることができる。

- 2 前項の処置を命ぜられたものは、速やかにこれを改修しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 町長の承認を受けずに排水設備の新設等をした者
- (2) 第10条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を施工した者
- (3) 第20条第1項に規定する検査を正当な事由がなく拒み、又は妨げた者
(使用料を免れた者に対する過料)

第23条 詐欺その他不正の行為によって、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、牟礼村からまつの丘地区汚水処理施設設置及び管理に関する条例(平成16年牟礼村条例第9号。以下「牟礼村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに課した、又は課すべきであった施設加入金、排水処理施設使用料その他の費用の取扱いについては、なお、牟礼村条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお、牟礼村条例の例による。

別表 (第13条関係)

使用料

水道の使用量	年額
年間120 ³ m ³ まで	30,000円
年間120 ³ m ³ を超え240 ³ m ³ まで	48,000円
年間240 ³ m ³ を超え360 ³ m ³ まで	66,000円
年間360 ³ m ³ を超え480 ³ m ³ まで	84,000円
年間480 ³ m ³ 超	102,000円